

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒102-0083

千代田区麹町3丁目2番 垣見麹町ビル別館7階

住宅情報化推進協議会

事務局長 佐々木晴国

電話番号 [REDACTED] Fax [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波利用料制度の見直し」に関する意見

住宅情報化推進協議会

はじめに

住宅情報化推進協議会は、総務省、経済産業省および国土交通省のご指導のもと、情報利用による豊かな生活の研究と普及活動を行う業界横断的な企業・団体の組織です。

「住宅」や「住生活」における生活者（最終利用者）の視点より、免許不要局の小電力無線システム（*）を通じて家電などを制御する情報家電などからも利用料を徴収する件について意見を申し上げます。

*情報家電に割り当てられる 4.4GHz～4.9GHz 帯域

*ICタグに割り当てられる新帯域

1. 背景

- ・情報家電は最近になって、生活者にも受け入れられて集合住宅や戸建て住宅にも設置されるようになってきた。
- ・宅内のネットワークとしては、小電力やブルートゥースなどの無線が有力視されているが、その方向性が確立されていない
- ・今後のネットワークと情報家電の接続は試行錯誤の状態にある。
- ・生活者は情報家電を導入する便益を明確に理解できていない

2. 情報家電からも利用料を徴収することの問題点

- ・利用料が付加されることにより情報家電などの導入コストが高くなり、買い控え現象が発生する
- ・生活者が情報家電を複数導入する時の利用料の負担に不安を感じる
- ・情報家電を購入時に利用料が付加されると、実際にはネットワークに接続しないで使用するものにも課金することになり不公平である
- ・生活者にインセンティブが与えられないことにより、住宅の情報化の進展を阻害し、ひいてはわが国の新しい産業の創造を阻害する要因となる

3. 提言

- ・情報家電がネットワークに接続されるようになり、生活者が便益を明快に理解できるようになるまでの間継続審議するなど、段階的なアプローチを取ることが至当である
- ・一般の生活者に「使用料概念」を理解してもらう
- ・徴収された利用料の用途を一般の生活者に理解してもらう

以上